

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について その他の論点整理（案）（暫定版）の概要

平成22年5月14日

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG

本資料は、現時点において、本WGにおける検討結果を暫定的なその他の論点整理(案)としてまとめているものであり、18日のWG会合で議論の上で決定する予定。

1. 検討経緯について

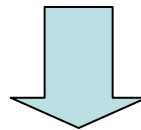
3月までの検討経緯

○インターネット上の著作権侵害コンテンツが氾濫し、コンテンツ産業に深刻な影響を与えていることを踏まえ、法的課題を中心に集中的に調査・検討を行うため、ワーキンググループを設置。

○以下の2つの議題について先行的に検討し、3月24日に中間取りまとめを策定。

- ・アクセスコントロール回避規制の在り方
- ・プロバイダの責任の在り方

○3月30日に「知的財産推進計画2010骨子」において、「プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する。」ことを決定。



4月以降

4月以降、以下のその他の課題について論点整理を実施。

- ・「リーチサイトによる著作権侵害への対策」
- ・「損害賠償額の算定を容易にする方策」
- ・「インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策」

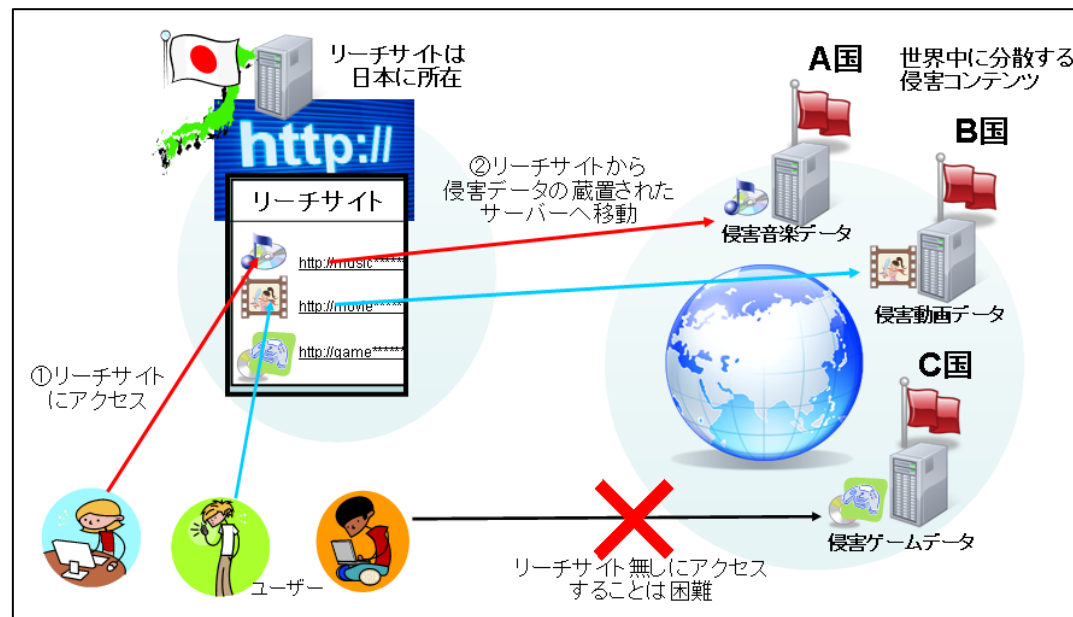
5月18日のワーキンググループにおいて、これまで取りまとめた中間取りまとめに上記論点整理を追加し、最終報告書としてとりまとめ予定。

2. 検討課題：（1）リーチサイトによる著作権侵害への対策について

現状：侵害コンテンツへのリンクを集めたリーチサイトが著作権侵害を助長・拡大

世界中に分散する著作権侵害コンテンツへのリンクを集めたリーチサイトによって、アクセスが容易となり、著作権侵害を助長・拡大している。

<誘導経路となるリーチサイト>



- ・侵害コンテンツを蔵置するサーバーは世界中に分散して存在し、発見されにくい。
- ・リーチサイトはこれらへの誘導経路となり、著作権侵害コンテンツの閲覧、ダウンロードを助長している。

- これらの一定の行為については、著作権侵害に該当する場合があると考えられるが、直接の侵害者ではないこともあり、その範囲が明確でない。
- このため、著作権の間接侵害についての議論の中で整理していくことが必要。
- また、特に悪質なサイトについては、侵害対策の一環として、削除等の対策を検討することも必要。

(2) 損害賠償額の算定を容易にする方策について

現状： インターネット上の著作権侵害は損害額の算定が困難

インターネット上の著作権侵害については、特にファイル共有ソフトを経由した場合にはどの程度拡散したかが不明であるなど、損害額の算定が困難。

<P2Pにより世界に拡散する侵害コンテンツ>



- ・特にP2Pにより高品質の侵害コンテンツが大量に世界中に拡散しているも、実際の拡散量を把握することは困難。
- ・金銭的な利益を目的とせず、違法アップロードを行うことも。
- ・定額の損害賠償を選択できる制度(例: 1件10万円)を導入すべきとの意見もある。

- 原告の立証負担の軽減や効果的な訴訟進行の観点から、定額の損害賠償を選択できる制度については一定の合理性。
- 他方、我が国の法体系全体の中での整理(民法の損失補填の原則、他の法律とのバランス等)や現行制度の検証等についてさらに検討する必要。
- 事例の蓄積を通じて、著作権侵害の損害額についての相場観を形成していくことも重要。

(3) インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策について

現状： 反復的な著作権侵害行為が横行

ファイル共有ソフト等を通じたインターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策として、フランスや韓国などでは、数回の警告を経た上でインターネットへの接続遮断またはアカウントの停止を行う制度（いわゆる3ストライク制度）が導入されている。

<課題>

○実効性を如何に確保するか

- ・他のプロバイダ等の代替手段が多数存在
- ・反復侵害者リストの共有方法と手続

○自由の一定の制約とのバランス

- ・著作権侵害に対する措置とインターネットの利用を広く制約することとのバランスをどのように考えるか



<参考> 各国の制度について

○ フランス

- ・2回侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、裁判所は罰金又は2ヶ月～1年のインターネットへのアクセスの切断を命ずることができる。
- ・独立行政機関(Hadopi)が処罰対象者リストを作成し、他のプロバイダへの乗り換えは不可。



○ 韓国

- ・3回以上侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、文化体育観光部長官はサービス提供者のインターネットアカウントについて最大6ヶ月停止を命ずることができる。
- ・当該インターネットアカウントのみの停止。(ログインの不要なメールサービスや検索サービスは利用可能。また、処罰対象者リストは作成されておらず、他のプロバイダへの乗り換えは制限されていない。)



- 常習的な悪質侵害者に対して、社会全体で実効的な措置を図っていくことは重要な課題。特にP2Pによる著作権侵害については、インターネットへの接続を遮断することが有効な対策の一つ。
- こうした制度については、実効性の確保の観点、自由の一定の制約とのバランスとの観点等について課題があり、現行制度における警察の取り締まりによる効果や、諸外国における実施状況とその効果等も見極めながら、さらに検討を行う必要。
- 一部プロバイダはプロバイダと利用者の契約約款において、侵害行為者に対し、インターネットへの接続の制限等の必要な措置を取ることを定めている。こうした自主的な取組は重要であるが、通信の秘密との関係での許容範囲が不明確なため、その明確化について検討することが必要。

(参考)フランス、韓国における制度の詳細について

	フランス	韓国
制度の概要	<p>2010年1月「インターネットと創造」法(Hadopi II)が施行され、以下の措置が導入された。</p> <p>○2回侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、裁判所が罰金又はインターネットへのアクセスの切断を命ずることができる。</p> <p>○独立行政機関(Hadopi)が処罰対象者リストを作成し、他のプロバイダへの乗り換えは不可。</p> <p>○Hadopiが収集した情報を基に、裁判所が2ヶ月～1年の切断を命ずることができる。</p> <p>○警告はHadopiが個人に行う。</p>	<p>2009年7月、改正著作権法が施行され、以下の措置が導入された。</p> <p>○3回以上侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、文化体育観光部長官はサービス提供者のインターネットアカウントについて最大6ヶ月停止を命ずることができる。</p> <p>○文化体育観光部長官が韓国著作権委員会と審議の上、プロバイダに侵害者のアカウントの停止を命じることができる。</p> <p>○当該インターネットアカウントのみを停止するものであり、ログインの不要なメールサービスや検索サービスは利用可能。また、処罰対象者リストは作成されておらず、他のプロバイダに乗り換えることは制限されていない。</p> <p>○警告は、文化体育観光部長官がプロバイダに対して、違反者に警告を送るよう命令。</p> <p>○改正法では、このほか、違法複製物が流通している掲示板のサービス停止などが盛り込まれており、包括的な制度改正の一環として導入。</p>
切断の判断主体	独立行政機関(Hadopi)が収集した侵害者の情報を基に、裁判所が接続の可否を判断する。	行政機関である文化体育観光部長官(MCST)が監視機関である韓国著作権委員会(KCC)と審議の上切断命令を下す。
切断の対象	侵害が行われたインターネットの回線を2ヶ月～1年遮断する。	インターネットそのものへのアクセスを遮断するのではなく、該当プロバイダのアカウントのみを最大6ヶ月間停止。
代替手段	Hadopiが対象処罰者リストを作成しており、他のプロバイダでもインターネットを使用することができない。	KCCによる処罰対象者リストの作成・管理は行われていないため、他のプロバイダを使用することが可能。 また、当該プロバイダであっても、ログインの不要な検索サービスやメールサービスは引き続き使用可能。
遮断までのプロセス	<p>①侵害がある場合、Hadopiは半年以内にe-mailにより当該侵害者に直接警告</p> <p>②①から1年以内に違反が行われる場合、Hadopiは証明郵便により当該侵害者に警告</p> <p>③②から1年以内に違反がある場合、ISPは2ヶ月から1年の間、裁判所からの命令に従い、当該侵害者のインターネットアクセスを遮断できる。(なお、①の警告に先立ち、Hadopiは侵害者のIPアドレスを抽出し、担当プロバイダにメールを送付。プロバイダは侵害者にフィルターをインストールすることを勧奨する。)</p>	<p>○悪質な個人の侵害者について</p> <p>①違反がある場合、MCSTはプロバイダに対して侵害者に警告を送付するよう命令。</p> <p>②①の警告を3回以上受けた違反者が再度違反をした場合、MCSTはプロバイダに対して違反者のアカウントを最大6ヶ月間の停止を命ずる。</p> <p>○悪質な掲示板について</p> <p>①違反がある場合、MCSTはプロバイダに対して侵害掲示板から侵害コンテンツを削除するよう命令。</p> <p>②①の命令を3回以上受けた掲示板が再度違反をした場合、MCSTはプロバイダに対して違反掲示板を最大6ヶ月間の停止を命ずる。</p>
特記事項	同制度の導入と併せ、合法的な著作物の流通を促進するための取組も提言されている。	同制度は包括的な制度改正の一つとして導入されたもの。

(注)張 睿暎「諸外国における著作権侵害者に対する三振アウト制導入の動き」等を参考に事務局作成

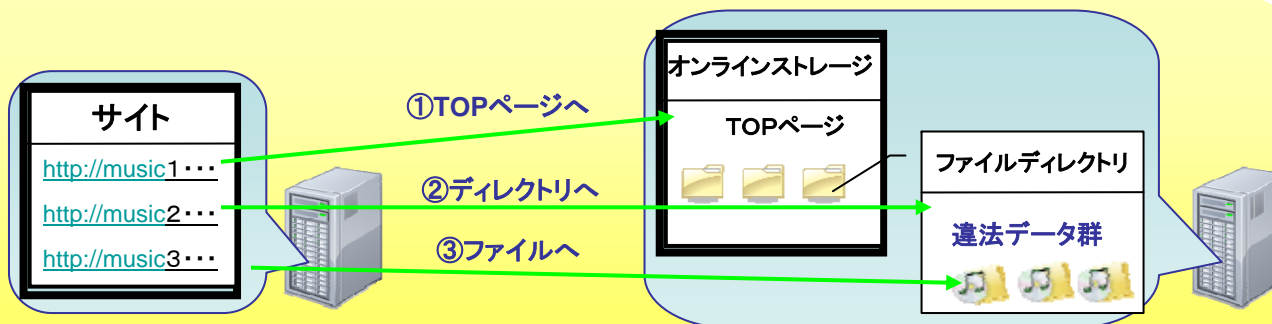
(参考)リーチサイトについて

世界中の様々なサーバーに掲載されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧を助長している。

リンクの態様(深度)

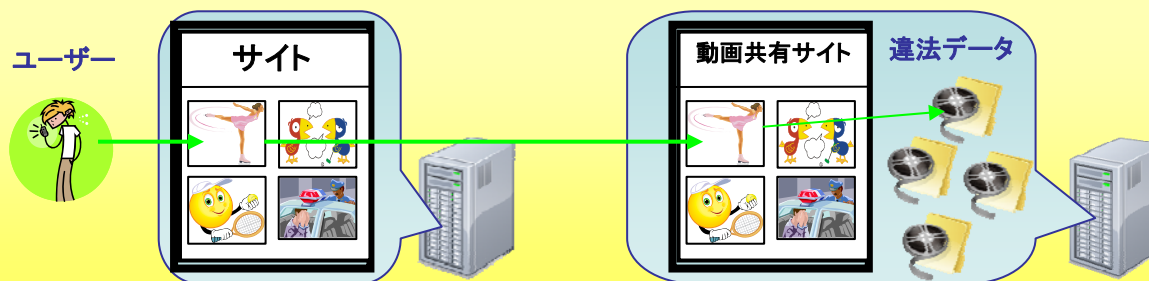
リンクの態様は、深度によって大別できる。

- ①サイトのトップページへ飛ぶケース
- ②サイトの奥深くのディレクトリに飛ぶケース
- ③違法データに直接飛ぶケース
(場合によってはリーチサイト内で視聴可能)



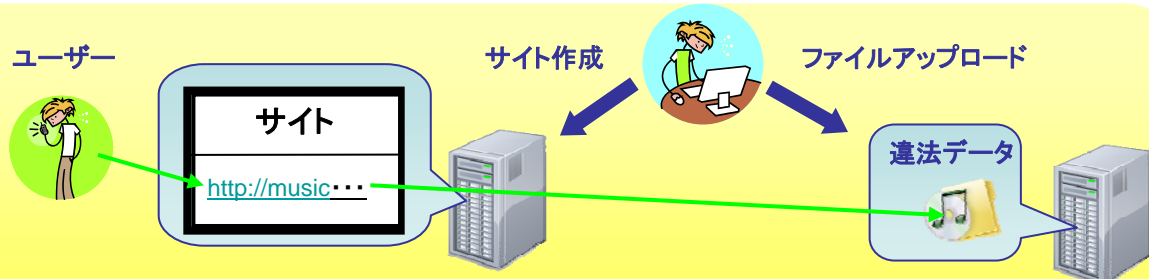
具体的な態様(例1)

他の動画共有サイトに投稿されている動画ファイルにリンクを張り、当該サイトにおいて視聴できるようにしているケース。



具体的な態様(例2)

本人が別のサイトにファイルをアップロードした上で当該サイトにリンクを貼り付けている(と推測される)ケース。



1. 検討課題について

○国内、国外を問わず、インターネット上にはあらゆる種類の著作権侵害コンテンツが氾濫し、コンテンツ産業の健全な成長を阻害している。

侵害コンテンツによる負のサイクル

膨大な著作権侵害コンテンツの氾濫

○動画共有サイトやファイル共有ソフト等を通じ、世界中で膨大な著作権侵害コンテンツが流通

・1年間の携帯向け音楽違法ダウンロード数は正規配信数を上回るとの試算もある。



違法着うた

○マジコン等によるゲーム業界での被害拡大

・世界各国でマジコンが流通
・国内だけで少なくとも5000億円の被害との試算もある。



マジコン

ネット配信のビジネスが進展しない

海外での正規ビジネスが進展しない

ユーザー意識の低下

コンテンツの創造基盤に大打撃

「ネット上はタダ」意識

ユーザーニーズに答えられない

総合的な対策の実施が必要

制度的対応 ←WGで集中的に検討中

- ・プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの創設
- ・アクセスコントロール回避規制の強化
(回避機器の頒布等に対する刑事罰、回避行為の規制 等)

海外対策

上記2つの課題は、ACTA交渉における主な課題であることを踏まえ、優先して検討

- ・模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の締結、参加国の拡大
- ・中国等との二国間協議による対策の実施の要請
- ・海外での正規版ビジネスの促進

正規版流通の促進

- ・正規版のインターネット配信の促進
- ・ユーザーの利便性が高いサービスの促進

技術開発等民間の取組の支援

- ・DRM(デジタル著作権管理)や探知技術の技術開発・実証実験の支援

消費者啓発や警察による取締り

- ・官民一体となった啓発キャンペーン等の実施
- ・警察による悪質なユーザーの効果的な取締り

2. アクセスコントロール回避規制の在り方について

問題点： アクセスコントロール回避機器や回避行為が横行

ゲーム機やDVDに施されたアクセスコントロールを回避する機器が氾濫するとともに、回避行為による違法ゲームソフト等の使用が横行。今後、デジタルネット化が進めば、アクセスコントロールは更に重要に。

- ・不正競争防止法による現行規制は、回避機器規制(刑事罰なし)だけであり、悪質な業者との「いたちごっこ」に
- ・回避行為自体に対する規制が無いために、ユーザーの不正使用が横行

必要な対策： アクセスコントロール回避規制の強化

○アクセスコントロール回避機器規制の強化

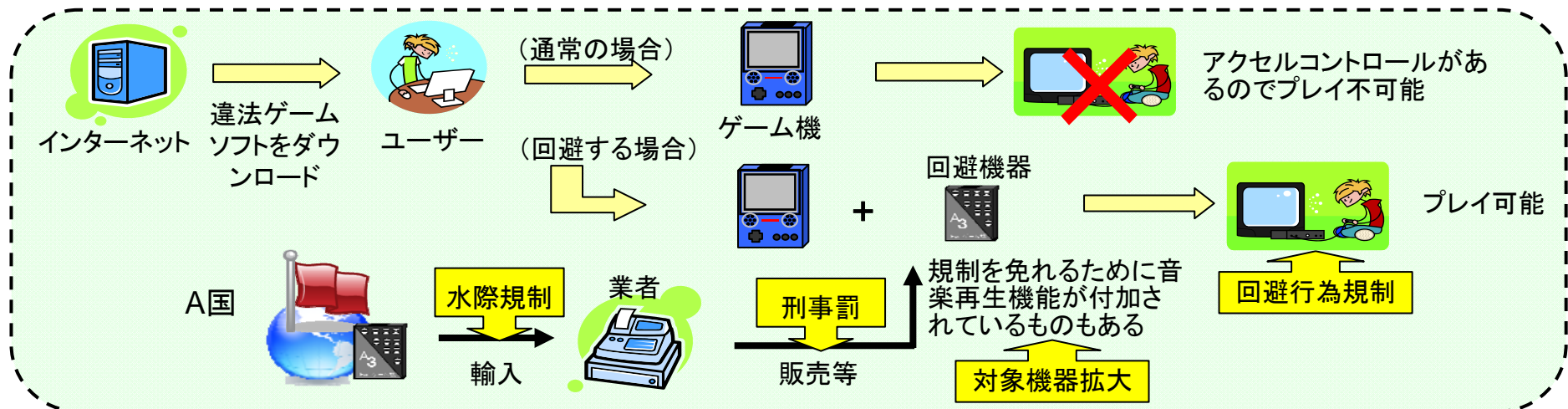
- ◇対象行為の拡大(「製造」及び「回避サービスの提供」、対象機器の拡大(のみ要件の緩和)、刑事罰及び水際規制の導入
- ◇ただし、メーカーの製造や保守サービス等に支障を及ぼさないよう、適用除外規定を整備

○アクセスコントロール回避行為規制の導入

- ◇著作物を保護するアクセスコントロールについて、一定の回避行為を規制
- ◇ただし、個人の私的に行う回避行為に対する刑事罰は慎重に検討
- ◇また、正当な著作物の利用を阻害しないよう、適用除外規定を整備

※不正競争防止法(and/or)著作権法による対応が考えられる。
具体的な制度設計は今後検討。

期待される効果： マジコンの問題への対応 など



3. プロバイダの責任の在り方について

問題点： 著作権侵害コンテンツの量が膨大

現状は、権利者側からの削除要請に基づいて、プロバイダが著作権侵害コンテンツを削除しているが、そもそも権利者がすべての著作権侵害コンテンツを探知し、削除要請を行うのは無理な状況に。

一部の大手プロバイダは自主的に探知・削除する等の対策を実施しているが、その他は消極的である。

必要な対策： 侵害対策措置の実施を促す仕組みの構築

○まずは、プロバイダと権利者が協働し、**新たな侵害対策措置(※)**を図る実効的な仕組みを構築(ガイドライン策定)

○さらに、**進捗状況を踏まえつつ**、現行制度の検証も含め、上記措置を促すための**法制度の必要性を検討**

※(具対例)警告メールの転送、反復侵害者に対するサービスを停止する旨の規約の整備・運用、動画共有サイトにおける自主的なパトロールや技術的手段を活用した侵害コンテンツの検出

期待される効果： 権利者とプロバイダによる対策の拡大

《対策のイメージ例》

